

「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」に基づく  
フォローアップ結果

総務省行政評価局  
政策評価官室  
平成 26 年 5 月 16 日

1 フォローアップの実施状況

「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」（平成 22 年 5 月 28 日政策評価各府省連絡会議了承。以下「ガイドライン」という。）の項目 3 に規定するフォローアップとして、各府省における評価書の作成に資するよう、特にガイドラインの項目 1（2）アに規定する事項（評価書の法定記載事項）を中心に、平成 25 年度（平成 26 年 2 月末時点）に各府省が作成した政策評価書における記載状況の確認を行いました。

その結果、以下のとおり「評価の過程で使用したデータ、文献等のバックデータの概要、若しくはその所在に関する情報」（項目アの⑥。以下「データ等又はその所在情報等」という。）の記載状況について、共通的な課題を有する事例がみられました（2～8 ページ）。

また、政策評価の基礎となるデータなど評価に関する情報について、外部からの検証性を確保するため、データの解析容易性などに配慮した形で公表するように努めることとされています（同項目 1（2）エ）。今回のフォローアップでは、評価に関する情報として、解析が容易な形式で既に公表されている統計等の所在を示している例はしばしば確認できたものの、その他には解析容易性などに配慮した形式で公表されている例は確認できませんでした。

なお、上記のほか、分かりやすい評価書の作成等のための取組として参考となる事例がありましたので、お示しします（9～10 ページ）。

政策評価に関する情報の公表は、国民に対する行政の説明責任の徹底を図り、政策についての透明性を確保する上で重要であり、各府省におかれては、ガイドラインの趣旨を踏まえ、本資料の事例等も参考にしながら、評価書の作成をお願いします。

2 フォローアップの対象とした事例

平成 25 年度（26 年 2 月末時点）に総務大臣に送付された政策評価書から 100 件を抽出（租税特別措置に係る政策評価及び規制の事前評価については、総務省の客観性担保評価により評価の客観的かつ厳格な実施を担保しているため確認対象から除く）。

3 改善すべき事例

（1）概要

以下のとおり、3つの課題について、改善が必要と考えられる事例がみられました。

改善が必要と考えられる事例の内訳

課題	内容	件数
1	評価書にデータ又はその所在情報等の記載がない	12（2～4 ページ）
2	データ又はその所在情報等の記載はあるが、評価結果とそれぞれのデータ又はその所在情報等との関連性の特定が困難	3（5～6 ページ）
3	政策評価に活用した有識者の知見の内容の参照ができない、又は困難な状態となっている	3（7～8 ページ）

(2) 課題別事例の一覧

<課題 1>

評価書にデータ又はその所在情報等の記載がない

- 政策評価法第10条第1項第6号において、評価書には「政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項」を記載することとされており、データ又はその所在情報は、政策評価の結果を外部から検証する上で重要な情報であることから、評価書に記載する必要がある。
- 上記の記載状況について確認した結果、以下のとおりデータ又はその所在情報等の記載がない事例がみられた。【事例①-1、①-2、②】
- これらについては、以下のような改善を講じる必要がある。
  - 【事例①-1】評価書中にデータ又はその所在情報等を記載、又は新たに項目を設定し、データ又はその所在情報等を記載する。
  - 【事例①-2】評価書中にデータ又はその所在情報等を記載することが困難な場合は、評価書の別添資料としてこれらを記載する。
  - 【事例②】業務上作成又は収集したデータを用いて評価を行っている場合も、当該データ又はその所在情報等を記載する。

【事例①-1】評価書中にデータ又はその所在情報等の記載がない

<改善前>

●●●事業に係る事業評価書

事業名	●●●事業	担当課	△△△課
事業概要	データ又はその所在情報等の記載がない。		
事業目的			
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<必要性>	データ又はその所在情報等を記載する項目が未設定。	
	<効率性>		
	<有効性>		
外部評価の結果	平成○年○月○日●●●委員会		

<改善例>

必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<必要性>	評価書中にデータ又はその所在情報等を記載。
	<効率性>	
	<有効性>	
外部評価の結果	平成○年○月○日●●●委員会	
評価を行う過程において使用した資料その他の情報	必要性の観点からの評価	又は
	・●●●に関する調査結果 (□□□□)	データ又はその所在情報等を記載する項目を設定の上、これらを記載。
	( <a href="http://www.XXXX.XXXX/html">http://www.XXXX.XXXX/html</a> )	

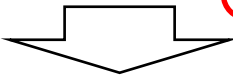
【事例①-2】

<改善前>

平成 26 年度予算に係る評価結果

都道府県名	事業名 (事業者名)	地区名	総事業費	便益	費用	B/C	対応方針
●●県	△△△事業 (××市)	□□地区	566,300	～～	～～	～～	継続
▲▲県	***事業 (○○市)	■●地区	315,942	～～			

データ又はその所在情報等を評価書中に記載することが困難



<改善例>

平成 26 年度予算に係る再評価結果

都道府県名	事業名 (事業者名)	地区名	総事業費	便益	費用	B/C	対応方針	備考
●●県	△△△事業 (××市)	□□地区	566,300	～～	～～	～～	継続	関連データ等は別添参照
▲▲県	***事業 (○○市)	■●地区	315,942	～～	～～	～～	中止	関連データ等は別添参照

- 別添 1 事業概要図
- 別添 2 費用便益分析に関するバックデータ  
便益に係る各種データ、費用にかかる各種データ、分析算出表など
- 別添 3 有識者による審議状況  
議事録、会議資料など

評価書の別添資料として、データ又はその所在情報等を記載。

【事例②】業務上作成又は収集したデータを用いて評価を行っているが、当該データ又はその所在情報等の記載がない。

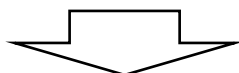
＜改善前＞

目標管理型の政策評価書の標準様式

----- (省略) -----

測定指標	●●●●の達成率	基準値	実績値					目標値
		年度	20	21	22	23	24	55
	～	～	～	～	～	～	～	
	年度ごとの目標値							
施策に関する評価結果	目標の達成状況	●●●●について、◇%の達成率とな						
	目標括	業務上作成又は収集したデータを用いて評価を行っているが、当該データ又はその所在情報等の記載がない。						～～～
学識経験を有する者の知見の活用	平成〔意〕	～						
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	なし							

----- (省略) -----



＜改善例＞

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>●●●●の達成状況については、△△局××課において作成</p> <p>又は</p> <p>●●●●の達成状況に係る調査結果（××課作成）</p>
---------------------------	---

業務上作成又は収集したデータ又はその所在情報等を記載する必要がある。

＜課題 2＞

データ又はその所在情報等の記載はあるが、評価結果とそれぞれのデータ又はその所在情報等との関連性の特定が困難



- ガイドラインの趣旨から、データ又はその所在情報等について記載するだけでなく、できる限り評価結果と個々のデータ又はその所在情報等の関連性が特定できるように記載する必要がある。
- 上記について確認した結果、以下のとおり、データ又はその所在情報等の記載はあるが、評価結果とそれぞれのデータ又はその所在情報等との関連性の特定が困難な事例がみられた。【事例③-1、③-2】
- これらについては、以下のような改善を講じる必要がある。  
【事例③-1】データ又はその所在情報のそれぞれが、評価結果におけるどの記述の根拠となるか特定できるよう記載する。  
【事例③-2】所在情報の該当箇所を示す具体的な情報（URL 等）を記載し、評価結果とデータ又はその所在情報等の関連性が特定できるよう記載する。

【事例③-1】データ又はその所在情報等についての記載はあるが、それぞれが評価結果におけるどの記述の根拠となるか特定が困難

＜改善前＞

目標管理型の政策評価書の標準様式

(省略)

施策に関する評価結果	目標の達成状況	~~~~~
	目標期間終了時点の総括	項目 1 _____ 項目 2 _____ 項目 3 _____

学識

それぞれが評価結果におけるどの項目の記述の根拠となるか特定が困難。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

○〇省「■■■■に係る実態調査」、●●省「×××動向調査」、  
「△△△統計」、□□省「▲▲▲に係る動態調査」

(省略)

＜改善例＞

評価を行う過程において使用した資料その他の情報

項目 1  
・ ○〇省「■■■■に係る実態調査」

項目 2  
・ ●●省「×××動向調査」

項目 3  
・ □□省「▲▲▲統計」  
・ ●●省「△△△に係る動態調査」

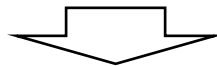
評価結果中のどの部分の根拠となるデータ又はその所在情報等であるか示すため、項目ごとに整理して所在情報等を記載。

【事例③ー２】 所在情報についてのタイトルの記載はあるが、該当箇所を示す具体的な情報（URL等）が記載されていないため、評価結果とデータ又はその所在情報等との関連性の特定が困難な事例

＜改善前＞

評価を行う過程において 使用した資料その他の情報	1 ~~~~~
	・〇〇省ホームページ ・△△省ホームページ
	2 *****
	・●●省ホームページ

ホームページのタイトルのみ記載され、具体的な情報が（URL等）が記載されていないため、評価結果とデータ又はその所在情報等との関連性の特定が困難。



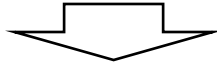
＜改善例＞

評価を行う過程において 使用した資料その他の情報	1 ~~~~~
	・〇〇省ホームページ掲載の下記の資料 ◇◇◇◇に関する調査結果 ( <a href="http://www/xxx/xxx/xxx/xxx.pdf">http://www/xxx/xxx/xxx/xxx.pdf</a> ) ××××に係る調査の結果報告書 ( <a href="http://www/ccc/ccc/ccc/ccc/ccc/ccc.html">http://www/ccc/ccc/ccc/ccc/ccc/ccc.html</a> )
	・△△省ホームページ掲載の下記の資料 ▲▲▲▲に係る結果報告書 ( <a href="http://www/sss/sss/sss/sss/sss/sss.go.jp/">http://www/sss/sss/sss/sss/sss/sss.go.jp/</a> )
	2 *****
	・●●省ホームページ掲載の下記の資料 □□□□に関する報告書 ( <a href="http://www.eee/eee/eee/eee/eee/eee.html">http://www.eee/eee/eee/eee/eee/eee.html</a> )

該当箇所が記載されている URL 等を記載。

〈課題3〉

政策評価に活用した有識者の知見の内容の参照ができない、又は困難な状態となっている。



- 政策評価を行うに当たって、評価委員会を開催し、有識者の知見を活用している場合、その内容は、政策評価の結果を外部から検証する上で重要な情報であることから、ホームページ等で有識者の知見の内容が容易に参照できるようにする必要がある。
- 上記について、確認した結果、以下のとおり、有識者の知見の内容の参照ができない、又は参照が困難な状態となっている事例がみられた【事例④-1、④-2】
- これらについて、以下のような改善を講じる必要がある。  
【事例④-1】政策評価を行うに当たって参考とした有識者から成る評価委員会等の議事録等の関連資料は、ホームページ上にできるだけ早期に公表する。  
【事例④-2】政策評価を行うに当たって参考とした有識者から成る評価委員会等の開催日等を記載し、当該委員会の特定を容易にする。

【事例④-1】政策評価を行うに当たって参考とした有識者から成る評価委員会等の議事録等の関連資料が未公表となっている

〈改善前〉

政策評価書	当該府省のHPに掲載されている評価委員会の開催状況
1 施策名称 ○○○○	○○○○に関する評価委員会
2 施策概要 ~~~~~	■第20回【開催日：平成25年8月●日（水）】
3 政策評価の観点、分析等 ○○○○に関する評価委員会において外部評価を実施し、必要性・効率性等を分析した	■開催日から半年が経過しているにもかかわらず、議事録等が未公表となっている。
-----省略-----	■第18回【開催日：平成25年1月●日（水）】
6 審議会等：○○○○に関する評価委員会第20回【開催日：平成25年8月●日】	・配付資料 ・議事録 ・議事概要

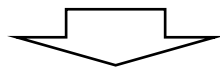
【事例④－２】政策評価を行うに当たって参考とした有識者から成る評価委員会等の開催日等の記載がないため、当該委員会の特定が困難

<改善前>

〇〇〇〇に係る政策評価書

1 施策名称 〇〇〇〇
2 施策概要 ~~~~~
3 政策評価の観点、分析等 <必要性>  <効率性>  <有効性>
4 評価に用いた資料及び有識者の知見の活用等 ・×××結果報告書(●●省) ・〇〇〇〇に係る評価委員会

政策評価を行うに当たって参考とした有識者から成る評価委員会の開催回、開催日等の記載がないため、当該委員会の特定が困難。



<改善例>

〇〇〇〇に係る政策評価書

1 施策名称 〇〇〇〇
2 施策概要 ~~~~~
3 政策評価の観点、分析等 <必要性>  <効率性>  <有効性>
4 評価に用いた資料及び有識者の知見の活用等 ・×××結果報告書(●●省) ・第▲回〇〇〇〇に係る評価委員会【開催日：平成●年●月●日】

開催回、開催日等を記載。



#### 4 参考とすべき事例

分かりやすい評価書の作成、外部からの検証可能性確保のための取組を行っている事例が以下のとおりみられました。

##### 事例（i）専門的な用語に解説や注釈を付している事例

施策名	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化 (政策体系上の位置付け：I-2-(3))
施策の概要	国民の権利の適切な実現に資するため、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を容易に選択できるよう、裁判外の紛争解決手続について、その拡充及び活性化を図る。
達成すべき目標	民間紛争解決手続 <sup>*1</sup> の業務を行う事業者（認証紛争解決事業者 <sup>*2</sup> ）の多様化及び事業者数の増加により、裁判外紛争解決手続の拡充・活性化を図る。

\*1 「民間紛争解決手続」

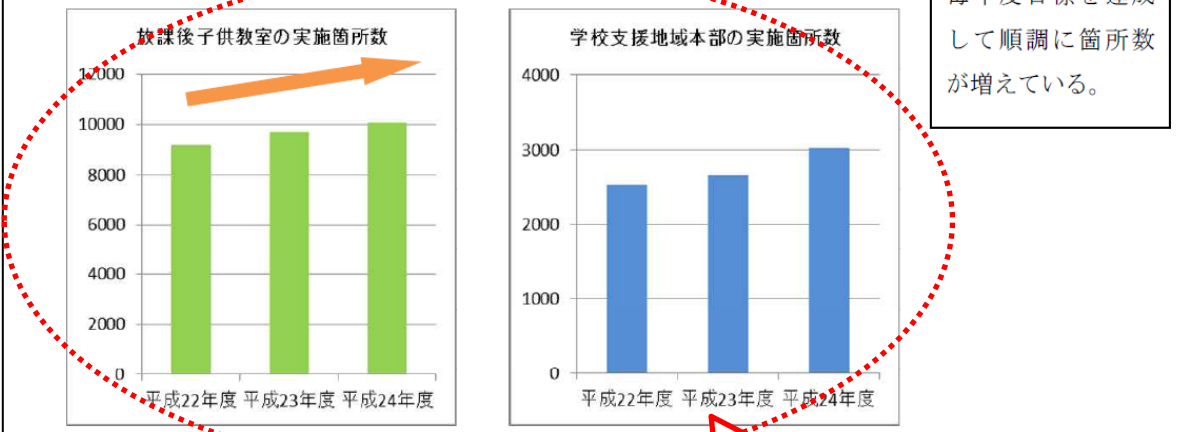
民間事業者が、紛争の当事者が和解をすることができる民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続をいう。

専門的な用語に注釈を付記。

事例（ii）図表やグラフを積極的に活用している事例

達成目標 3	学校の教育活動や放課後等の様々な活動に対し、地域ぐるみで支援を行うことにより、子供たちの教育環境を改善するとともに、地域の大人の生涯学習を充実し、地域コミュニティの活性化につなげる。						
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
① 学校支援・放課後の活動等に参画した地域住民等の数(のべ人数)	236万人	357万人	411万人	471万人	647万人	644万人	対前年度増
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
② 学校支援地域本部、放課後子供教室の実施市町村数	学校支援地域本部：－ 放課後子供教室：851	学校支援地域本部：867 放課後子供教室：1,011	学校支援地域本部：1,004 放課後子供教室：1,053	学校支援地域本部：1,005 放課後子供教室：1,060	学校支援地域本部：570 放課後子供教室：1,075	学校支援地域本部：576 放課後子供教室：1,076	対前年度増
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	
③ 学校支援地域本部、放課後子供教室の実施箇所数	学校支援地域本部：－ 放課後子供教室：6,201	学校支援地域本部：2,176 放課後子供教室：7,736	学校支援地域本部：2,405 放課後子供教室：8,610	学校支援地域本部：2,540 放課後子供教室：9,197	学校支援地域本部：2,659 放課後子供教室：9,733	学校支援地域本部：3,036 放課後子供教室：10,098	対前年度増
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	

【グラフ：活動指標③学校支援地域本部、放課後子供教室の実施箇所数】



測定指標について、達成状況をグラフで図示。

## フォローアップの対象とした評価書の抽出方法

評価書における記載状況を府省横断的かつ分野横断的に確認するために、平成26年2月末時点で総務大臣に送付された政策評価書1,480件から、公共事業の評価書とそれ以外の評価書に分けて50件ずつを抽出。

① 公共事業の評価書：50件（事前評価10件、事後評価40件）

多くの事業に区分（簡易水道、農村整備、ダム、廃棄物処理施設等）されて評価が行われていること、また、その評価については、詳細な費用便益分析による事業効果の把握が行われており、ガイドラインにおいても公共事業に特化した情報公表に関する留意点を掲げていること等に鑑み、相当数の評価書を確認することが必要と考えられ、抽出数の半数を公共事業の評価書とした。

② 公共事業以外の評価書：50件（事前評価10件、事後評価40件）